

ドイツの想い

西土 彰一郎

こころの中に大事にしまっているものを表現することほど難しいことはない。

人の目にさらすことに抵抗を感じずるからかもしれない。友情はとりわけそうである。

大事なもののほどそれを表現する言葉がないからかもしれない。言葉は考えを隠すためにあたえられた、ともいわれるから。

わたくしにとって大事なものは、ドイツをめぐるさまざまな想い出である。ここでは、差し支えない範囲で、ドイツの想いについて、とりとめもなく書いてみたい。

一 「読む」こと

わたくしがドイツを知るようになったのは、いつのころからか。中学生のときに、ドイツ統一のニュースを目の当たりにしたころか。実吉捷郎が訳したトオマス・マン作『トニオ・クレエゲル』（岩波文庫）の「最も多く愛する者は、常に敗者であり、常に悩まねばならぬ」（*Wer am meisten liebt, ist der Unterlegene und muß leiden*）の一文に感銘し、一生涯「敗者」でいようと誓ったときからか。はたまた、阿部謹也の自叙伝に啓発され、ドイツでの禁欲的な学究生活に憧れたころからか。はっきりとはわからないけれども、大学院に進学して自分なりの研究テーマを抱くようになってから明確にドイツを意識し始めたことに間違いはない。

わたくしの研究の問題意識は、「自由にものを言うことのできる社会」の追求である。この意識のもと、放送の自由や公共放送のあり方の分析を具体的な研究テーマとした。わたくしが大学院生のころ、日本で放送法についての研究が精力的になされていたとはお世辞にもいえない一方、ドイツでは国家社会主義時代に放送（ラジオ）が政治の道具とされ

た反省から、この分野の研究がきわめて盛んであった。ドイツの国法学者は、放送法と環境法の二つの分野を必ず研究していると聞いたことがある。しかも、放送の自由、公共放送のあり方について、憲法問題を扱う連邦の裁判所により多数の判決も出されている。同じような歴史を有する日本とドイツの間で、このように研究の温度差があるのはなぜなのか。なぜ、かくも多くの放送法関連の判決があるのか。この疑問に駆られて、ドイツの裁判例、学者の論文を丹念に読もうと思ったのである。これが、ドイツとの本格的な交際の始まりといえる。

どの分野であれ、専門の論文、そして判決文を「読む」のはむずかしい。ゲーテは「読む」ことの困難さを語っているが、ましてや、わたくしのごとき者が外国語文献を読むことは、分厚い壁に向かって突進するようなものである。外国語の正確な知識はもとより、ドイツの政治、社会、文化それぞれの背景、そして法制度の仕組みを理解していなければならない。そこで、とにもかくにも「誤魔化さない」ことを肝に銘じて、ドイツ語の論文、判決文を全訳するという日々を過ごした。文法の確認は、大学1年のドイツ語クラスの教科書であった、三室次雄/Wolfgang Schlecht『新ドイツ語の世界——文法編』（三修社、1992年）を用いた。この本はドイツ語の難解な文法の要点を明快に示している名著であり、決して schlecht ではない。後に、成城大学で三室先生に初めてお目にかかった時の感動を忘れることはできない。

二 はるか

このように、辛気臭いことを日課としていたのであるが、ある日、西洋法制史の先生により、講演のため訪日されたローマ法の高名なドイツ人教授を神戸から関西国際空港までお送りするよう仰せつかった。道中、教授は、君は何を勉強しているのですかと訊ねられたので、そのころ、スターリングで集中して読んでいて常に帯同していた、フランクフルト学派のインゲボルグ・マウスの論文のコピーを示したところ、大変不機嫌になられ、気色ばんで、こんなものを読むべきではない、といった趣

旨のことをおっしゃられた。そして、この論文を手に取り、誤字脱字を見つけて嘲りの表情を見せたあと（ドイツ語論文には、概して、誤字脱字が多い）、ある一文を指し示して、声に出して読んでみたまえと述べられた。その趣旨を呑み込むことはできなかつたものの、とりあえず言われた通り音読した。しかし案の定というべきか、発音が違う、イントネーションがだめ、もっと大きな声を出して、との叱正を受け続けた。かくて、関西国際空港行き『はるか』の多くの乗客の迷惑を顧みず、高名なローマ法教授によるドイツ語発音の指導を受ける榮譽に浴したのである。ただ、空港に到着してお別れする際に、教授はわたくしに憐憫をもよおされたのか、今度はドイツでお目にかかりましょう、もし留学する気があるのなら私のところに連絡ください、と声をかけてくださった。どうやら教授はわたくしがローマ法を専攻しているものと誤解していたようである。それはさておき、このときはじめて、ドイツ留学のことを漠然と考えるようになったのは確かである（また、外国語で意味がとりにくい文章に出会ったら、音読すると理解が進むことも学べたような気がする）。

昔と違って現在では外国語の文献も入手しやすいから、あえて留学する必要はないとの声も聞く。しかし、文献を正確に理解しようと思えば、やはり、その国の政治的、社会的、文化的環境に身を置くことが何より肝要である。それにより、日本の問題状況を相対化して見ることもできるようになろう。こうした思いから、ローマ法教授との出会い以降、温めてきたドイツ留学を、恩師の成城大学への移籍という事情もあって、1999年に実行に移した。留学先は、ドレスデン工科大学法学部である。

三 ドレスデン

なぜ、ドレスデンを希望したのか。ドレスデンといえば、森鷗外の『文づかい』の舞台であり、ハインリヒ・フォン・クライスト『ミヒヤエル・コールハース』でもしばしば言及され、そしてエーリッヒ・ケストナーの出身地でもある。ホフマンスタールとR.シエトラウスの合作ともい

うべき『エレクトラ』や『ばらの騎士』が初演されたのも、ドレスデンではなかったかしら。ヴィクトール・クレンペラー『私は証言する』では、ユダヤ人教授の眼から見た国家社会主義時代のドレスデン、2月13日の爆撃が生々しく描かれている。旧東ドイツの陰鬱な体制と切り離せない都市でもある。人間精神の栄光と負の側面を抱くこの都市をつぶさに見てみたいという望みとともに、わたくしが勉強している放送法についてバランスのとれた業績をあげておられる教授が教鞭をとられていたために、ドレスデンを選択した。

ドレスデン工科大学自体は古い歴史を有する大学ではあるけれども、法学部は統一後に設置された、わたくしが訪ねた時にはまだ10年も経っていない若い学部であった。教授陣も、旧西ドイツの大学で教授資格論文を執筆して間もない才気溢れる若々しい方が多く、建物の新しさも相まって、非常に活力のある生き生きとした雰囲気醸し出していた。受け入れの先生も、まだ40代前半だったかと思う。最初にご挨拶に伺ったとき、インゲボルグ・マウスの学説をどう思いますかと思ひも寄らず不躰な質問をしてしまったが、それは、『はるか』の経験をひきずっていたからであろう。先生は、インゲボルグ・マウスの著作もしっかりと読んでおり、高く評価していると答えてくださった。先生のもとでなら勉強できると嬉しく思ったものである（このとき以来、初対面のドイツ人教授とお話する際に、インゲボルグ・マウスをどう思うかを訊ねる悪癖がついてしまった。インゲボルグ・マウスを認めるか、認めないか、それによって人間を分類することになってしまったのである）。

研究生活としては、一つの部屋をギリシア人とロシア人の研究者と分かち合いつつ、浩瀚な教授資格論文、博士論文を通読することを目標にし、場合によっては雑誌論文に目を通し、時々、受け入れの先生に疑問点を質問するという日々を過ごした。法学部図書館のコレクションは、ザクセン州の意地からか、非常に充実していたのも幸いであった（ザクセン州政府は、最近、2019年を目途にドレスデン工科大学法学部を閉鎖することを決定したようであるが……）。こうした中で、当時、アウグ

スブルク大学におられたヴェスティンク教授の教授資格論文『プロセス的放送の自由』にめぐり合うことができたのは、その後のわたくしの研究にとってどれほど大きな影響を与えたのか、計り知れない。

四 『プロセス的放送の自由』

この本は、社会学のシステム理論を基礎にして放送の自由を再構成する野心的なもので、連邦憲法裁判所の放送の自由論を根底から覆すきわめて衝撃的な仕事である。『プロセス的放送の自由』を繰り返し読むことにより、そして、それに対する反論、応答に触れることにより、わたくしにとってはいま一つ雲を掴むようなものであった、ドイツの判例と学説が暗黙の前提にしている原理原則とその背後に控えている歴史、社会認識を手取るようにわかるようになった。

社会学のシステム理論を用いるなどの学際的手法は、もちろん落とし穴の危険もあるけれども、狭い学問共同体のコンベンションを露わにすることにより、その構成員に反省を促す効用があるように思える。そして、学問共同体に近づきたいと願いつつ、そこから遠いところに佇んでいる外国人が、この反省プロセスを直に見ることにより、なぜ、ドイツにおいてこのような議論がなされているのか、その問題意識を理解することができる。社会学による法学の啓蒙といえようか。

『プロセス的放送の自由』に出会えたのをきっかけに、システム理論を本格的に勉強しようと考え、ルーマンをはじめとする著作をおぼつかない足取りで読み、しかしやはり難しいので、幸運なことに学生時代に社会学をも専攻していた受け入れの教授からアドバイスをいただきながら、大変充実した生活を送れたように思う。もっとも、「あらゆるものが別様に生じた、あらゆるものが他のものでありえた」という偶有性を指摘するルーマンの考えからすると、システム理論と付き合わなかったら、別の可能性も開けたかもしれないが。

五 知の創造と批判的継承

さきほど、『プロセス的放送の自由』は、連邦憲法裁判所の放送の自由論を根底から覆すきわめて野心的な著作であると述べた。しかし、同書は、放送の自由の原理原則それ自体に疑問を挟んでいるわけではない。それは、ヴァイマル時代以降のドイツ放送史に多くの頁を割いていることから明らかである。詳細は割愛するが、裁判所による放送の自由の解釈論・ドグマティックを鋭く批判しているのである。ドイツでは、放送の自由は、権力からの介入を防ぐ「国家からの自由」と、少数の社会的勢力に放送を引き渡さないようにするための法制度を要求する「国家による自由」の二つの側面を有していると一般に認められている。この二つの側面をどのようにして両立させるのかをめぐり、ヴェスティング教授は憲法裁判所のやり方に疑問を呈していた。

ヴェスティング教授のラディカルな書物ですら、歴史を踏まえて創出された原理原則（Wissen を schaft する）を批判的に継承するという学問共同体の掟が踏襲されている。そして、真摯な学問的姿勢は、研究者、実務家が一緒になって執筆している定評のある放送法コンメンタールを読めば一目瞭然であるように、判例・実務でも共有されている。掟の共有は、確かに自由な発想を妨げるような息苦しさがあるような気もする。しかし、「掟の門前」なのかもしれないが、現在の日本の放送法をめぐむ状況からすれば、むしろ範とすべきであろう。

例えば、日本の放送法では、番組編集準則というものが定められている。この規定は、放送事業者に対して、放送番組の編集にあたり、政治的公平性、事実の報道、多角的論点の提示などを求めている。この規定を、総務大臣が個々の放送番組の内容に介入する根拠として解釈するのであれば、権力を監視する報道の目的が損なわれてしまう。放送の「国家からの自由」がまず強調されなければならないのであり、番組編集準則は放送事業者が自らを律するための倫理規範として解釈されなければならない。実際に政府も、かつては、番組編集準則を基本的に倫理規範として解釈していた。1950年1月24日の衆議院電気通信委員会での電波三

法提案理由説明のなかで、網島毅電波監理長官は放送法について、1条で放送による表現の自由を根本原則として掲げ、政府は放送番組に対する検閲、監督等を一切行わないこと、放送番組の編集は放送事業者の自律に任されていること、などと説明していた。戦前の反省から「放送を権力の宣伝機関とってしまう恐れ除去」を目的として放送法を制定した経緯からすれば、当然であろう。

しかし、その後、政府の解釈にばらつきが生じ始める。一方で、1964年に郵政省（当時）は、番組編集準則は「法の実際効果としては多分に精神的規定の域を出ない。要は、事業者の自律にまつほかない」との考えを示し、1972年6月8日の参議院通信委員会で廣瀬正雄郵政大臣は、番組の向上は行政指導ではなく放送事業者が自主的に行うしかない旨の説明をしている。他方で、1962年3月14日の衆議院通信委員会で迫水久常郵政大臣は、番組編集準則違反の判定は郵政省がやると答弁している。

1980年代後半に入ると、郵政省は「真実でない報道」を行ったことを理由に行政指導を行うようになり、1993年に、選挙報道における政治的公平性が問われた「椿発言事件」が起こったのを契機に、同年10月27日の衆議院通信委員会で、郵政省の江川晃正放送行政局長は、郵政省が最終的に政治的公平性を判断すると答弁し、番組編集準則は放送事業者を法的に義務づける規範であることを明言した。その後、郵政省と2001年の省庁再編により放送を所管することになった総務省は、事実の報道と政治的公平性の項目を中心に番組編集準則違反を根拠にした行政指導を繰り返している（以上につき、さしあたり西土彰一郎「表現の自由のために」新聞研究775号（2016年）34頁以下を参照）。

以上の経緯からわかるように、日本の放送法の解釈は、「国家からの自由」としての放送の自由の（批判的）継承を蔑ろにしている。わたくしは、放送事業者側の経営圧力に対して、国民の知る権利の理念を体現する番組制作者の自律を擁護する組織原理として番組編集準則を再解釈できるのではないか、その意味で放送の「国家による自由」の側面の一

つの具体化として、番組編集準則は放送事業者を名宛人とする限り、法規範性を有するのではないかと考えているが、それはさておくとしても、少なくとも放送の「国家からの自由」ですら首尾一貫した解釈を示すことのできていない日本の現況を見るにつけ、愚直なまでも放送の「国家からの自由」を唱え、さらに「国家による自由」との両立に苦心しているドイツから学ぶべきことは多くあるように思う。

学生時代、ドレスデンに留学し、その後、短期間ではあったものの、ポツダムに滞在し、成城大学赴任後にはマインツとハイデルベルクに留学することができた。いずれも、所詮はお金を落とす「客」であり、ドイツで仕事を求めて奮闘している外国人の眼とは異なり、どうしてもドイツ賛美になることは否めない。このエッセイもそうした弊に陥っていることを自覚しながらも、ついつい日独放送法比較まで立ち入ってしまったこととお詫びしたい。

ここ数年は、ヴェスティング教授の法理論に関する著書を、わたくしを含めて四名の憲法研究者・法社会学者といっしょに翻訳する作業に精力を注ぎ、トーマス・ヴェスティング [毛利透 = 福井康太 = 川島惟 = 西土彰一郎訳] 『法理論の再興』(成文堂、2015年)として上梓することができた。この翻訳の中で、どうしても意味を掴むことのできない一文を平野篤司先生にお訊ねしたことがある。平野先生は快諾くださったうえ、大変丁寧に検討してくださり、非常に貴重なご指摘を与えてくださった。先生のご指摘により得ることができたのは、正鵠を射ていないことを承知しつつ、井上ひさしの顰に倣いあえて言わせていただくならば、翻訳とは「むずかしいことをやさしく、やさしいことを深く、深いことを愉快に、愉快なことを真面目に」意味を掴むことではないか、ということである。大学院時代以来悩み続けた「読む」ことの一部が、少し変わったような気がした。